

岩手県医療局管理規程第7号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月1日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(請求書による原則)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないで支出をすることができる。</p> <p>(1) 給料、手当、報酬<u>及び</u>臨時的任用職員に対する賃金</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第183条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の14</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第202条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の14</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を結ぶ場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p>	<p>(請求書による原則)</p> <p>第48条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、請求書を提出させないで支出をすることができる。</p> <p>(1) 給料、手当、報酬、<u>臨時的任用職員に対する賃金及び旅費</u></p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第183条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の15</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第202条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の15</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を結ぶ場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。